

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県同和対策協議会 (人権・男女共同参画課 調整担当)	
設置年月日	昭和47年11月17日	
設置根拠等	地方自治法138条の4第3項	
	執行機関の附属機関に関する条例第2条第1項	
委員定数・任期	26人以内・2年	
職務内容	知事の諮問に応じ、同和対策に関する重要事項を調査審議する。	
公開・非公開の別	規定なし	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	開催実績なし	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県男女共同参画審議会 (人権・男女共同参画課 男女共同参画担当)	
設置年月日	昭和53年1月6日 (平成12年4月1日 埼玉県女性問題協議会から名称変更)	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県男女共同参画推進条例、埼玉県男女共同参画審議会規則	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職務内容	1 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議 2 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び意見を知事に述べる	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>第62回埼玉県男女共同参画審議会 開催日 令和4年9月20日(火) 場所 あげぼのビル(ハイブリッド開催) 議題等 (1) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について (2) 報告事項</p> <p>第63回埼玉県男女共同参画審議会 開催日 令和5年2月17日(金) 場所 (1) 本県の男女共同参画に係る推進状況について (2) 男女共同参画配慮度評価(チェックポイント5)における性の多様性への配慮について (3) 報告事項</p>	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県青少年健全育成審議会 (県民生活部青少年課 企画・非行防止担当)	
設置年月日	昭和58年10月1日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県青少年健全育成審議会規則	
委員定数・任期	16人以内・2年	
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年健全育成の総合的施策の樹立に必要な事項の調査審議 ・ 優良な図書等又は興行の推奨に関する事項の調査審議 ・ 有害図書、有害がん具等の指定等に関する事項の調査審議 	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>■ 第1回 開催日 令和4年6月15日(水) 場 所 埼玉会館 ラウンジ 議題等 (1) 青少年健全育成・支援に関する総合的な計画について (諮問)</p> <p>■ 第2回 開催日 令和4年9月7日(水) 場 所 埼玉会館 ラウンジ 議題等 (1) 令和4年度埼玉県推奨図書について(諮問) (2) 青少年健全育成・支援に関する総合的な計画について</p> <p>■ 第3回 開催日 令和4年11月30日(水) 場 所 埼玉会館6階6B会議室 議題等 (1) 埼玉県青少年健全育成・支援プランの進捗状況について (2) 青少年健全育成・支援に関する総合的な計画について</p> <p>■ 第4回 開催日 令和5年2月17日(金) 場 所 埼玉会館5階5D会議室(オンライン開催) 議題等 (1) 次期埼玉県青少年健全育成・支援プラン(案)について (2) 令和4年度埼玉県いじめ問題対策会議結果について</p>	

様式４－１ 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県スポーツ推進審議会 (県民生活部 スポーツ振興課 スポーツ企画・連携担当)	
設置年月日	平成23年10月18日	
設置根拠等	スポーツ基本法 第31条 執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県スポーツ推進審議会規則 埼玉県部設置条例等の一部を改正する条例	
委員定数・任期	20人以内・2年	
職務内容	スポーツ基本法の定めるところにより、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>【第1回】 令和4年7月22日（知事公館） (1) 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について</p> <p>【第2回】 令和4年9月7日（埼玉会館） (1) 次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について</p> <p>【第3回】 令和4年11月18日（埼玉会館） (1) 埼玉県スポーツ推進計画答申(案)について</p>	

様式 4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県消費生活審議会 (消費生活課 総務・企画調整担当)	
設置年月日	昭和62年4月1日	
設置根拠等	執行機関の附属機関に関する条例	
	埼玉県消費生活審議会規則	
	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	
委員定数・任期	20名以内・2年	
職務内容	消費者利益の擁護及び増進に関する重要事項の審議	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	<p>1 第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和4年7月27日(水) ※書面会議 ・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度埼玉県消費生活相談の概要について ・令和3年度事業者処分等について ・最近の法改正の動きについて <p>2 第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 令和5年2月6日(月) ・場所 知事公館 中会議室 ・議題 埼玉県消費生活基本計画に係る令和3年度実績及び評価について ・報告 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度上半期の消費生活相談の概況について ・令和4年度事業者処分等について 	

様式4-1 附属機関概要

附属機関名 (庶務担当)	埼玉県交通安全対策会議 (県民生活部 防犯・交通安全課 総務・交通安全担当)	
設置年月日	昭和46年4月1日	
設置根拠等	交通安全対策基本法第16条	
	埼玉県交通安全対策会議規則	
	埼玉県交通安全対策会議運営要綱	
委員定数・任期	29名・任期なし 法第17条第3項第6号の委員の任期は2年（再任可）	
職務内容	法第16条第2項による ①埼玉県交通安全計画の作成及びその実施の推進 ②県域内の陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画の審議 及びその施策の実施の推進 ③関係機関との連絡調整	
公開・非公開の別	公開	
令和4年度の 活動状況 ・開催日 ・場所 ・議題等	埼玉県交通安全対策会議 ・開催日：令和4年6月9日～6月22日（書面開催） ・議題等：令和4年度埼玉県交通安全実施計画（案）について	